HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ソ連の民事法における新国際私法規程
Author(s)	欧, 龍雲
Citation	北大法学論集, 16(1), 121-136
Issue Date	1965-10-20
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16061
Type	bulletin (article)
File Information	16(1)_p121-136.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資料

ソ連の民事法における新国際私法規定

欧　龍　雲

はしがき

ソ連の民事法に関する国際私法規定がはじめて体系化された形で、「ソ連邦および連邦構成共和国の民事立法の基礎」（以下の説明においては「民事立法の基礎」と称す）および「ソ連邦および連邦構成共和国の民事裁判手続の基礎」（以下の説明においては「裁判手続の基礎」と称す）のなかに示された。これらの「基礎」は、ともに、一九六一年一二月八日ソ連邦最高会議で採択された法律によって承認され、一九六二年五月一日施行されたものである。これらの法律に基づき、ソ連邦最高会議幹部会は、これらの「基礎」の施行令を一九六二年四月一〇日に公布した(1)。

「民事立法の基礎」および「裁判手続の基礎」は、ソ連邦の民事法および民事訴訟法の基本的規範を定めている。これらの規範は、将来の連邦法および連邦構成共和国法のなかで、詳細かつ具体化される(2)。

本稿では、狭義の国際私法（「ソ連邦および連邦構成共和国民事立法の基礎」第八編（第一二二条ないし一二九条）のほか、準国際私法規定（同「基礎」第一編第一八条）および国際民事訴訟規

定（「ソ連邦および連邦構成共和国の民事裁判手続の基礎」第六編（第五九条ないし六四条）を含めている。本稿においては資料の関係上、全体を通じて各条の説明がそろわなかったことを予めここでお断りする。

(1) その施行令には次の趣旨を規定している。

一、ソ連邦または連邦構成共和国の民事法および民事訴訟法と、「民事立法の基礎」および「民事裁判手続きの基礎」が一致しない場合には、ソ連邦の民事法規および民事訴訟法規、ならびに連邦構成共和国の民法典、民事訴訟法典およびその他の民事法規、民事訴訟法規は、これらの「基礎」に抵触しない範囲内において適用される。

二、「民事立法の基礎は」一九六二年五月一日以後に生じた民事法関係に適用される。一九六二年四月三〇日以前に生じた民事法関係、とくに契約に関し、「民事立法の基礎」は一九六二年五月一日以後に発生する権利および義務に適用される。

(2) ロシア連邦共和国最高会議は、一九六四年六月一一日これに基づいて、ロシア連邦共和国民法典を採択した。「民事立法の基礎」第一二二条ないし一二九条、第一八条に対応する条文はロシア連邦共和国民法典第五六二条ないし五六九条、第八条である。

(A) ソ連邦および連邦構成共和国の民事立法の基礎

第八編　外国人および無国籍者の権利能力。外国の民事法、国際間の条約および協定の適用。

第一二二条　外国人の民事上の権利能力

① 外国の市民は、ソ連邦において、ソビエト市民と同等の民事上の権利能力を享有する。ソ連邦の法律は、個別的例外をもうけることができる。

② ソ連邦閣僚会議は、ソビエト市民の民事上の権利能力をとくに制限している国の市民に対して、報復として制限をもうけることができる。

本条は外国人の私法上の地位を規定したものであり、原則として、外国人はソ連邦において、ソビエト市民と同等の権利能力を享有する。しかし、ソビエト法は例外をもうけることができるとされており、この例外とは、外国人がある種の職業、またはある種の国家施設および企業における特定の地位につくことを制限す

ることである。たとえば、外航船の船長、運転士、無線技士、航海士、機関士、定期航空機乗務員等はこれに該当し、これらの職につく資格を有する者は、ソビエト市民に限定されている。

また、ある外国がソ連市民に対して特別な差別待遇を行なった場合、ソ連邦閣僚会議は、その国の市民に対して報復的制限をもうけることができる。この報復の権限は連邦政府の専属的管轄に属するものである。

第一二三条　無国籍者の民事上の権利能力

ソ連邦に居住する無国籍者は、ソビエト市民と同等の民事上の権利能力を享有する。ソ連邦の法律は、個別的制限をもうけることができる。

ソ連邦内における無国籍者は、無国籍者の故に、とくに差別的取扱いをうけることなく、連邦法によるある種の制限を除いて、ソビエト市民と同等の待遇を与えられる。

第一二四条　外国団体の対外貿易上の法律行為

外国の企業および団体は、ソ連邦において、特別な許可がなくても、対外貿易およびこれと関連ある決済、保険、その他の業務に関する法律行為を、ソビエト対外貿易公団およびそれらの法律行為を行なう権限を与えられた他の団体との間で、行なうことができる。

外国の企業および団体が、本条にのべられた法律行為につき、ソビエト対外貿易公団および当該法律行為を行なう権限を有する他の団体との間で行なうことについては、なんら特別の許可を必要としない。

第一二五条　法律行為の方式に適用される法律

① 外国で行なわれる法律行為の方式は、その行為地の法律による。ただし、ソ連邦および当該連邦構成共和国の立法に定める要件をじゅん守すれば、法律行為は方式不備の故をもって、無効とされない。

② ソビエトの団体による対外貿易上の法律行為の方式およびその署名手続は、その行為地いかんにかかわりなく、ソ連邦の立法によって定められる。

③ ソ連邦内に在る建物に関する法律行為の方式は、ソ連邦および当該連邦構成共和国の立法にしたがう。

本条は、外国における民事上の法律行為が、ソ連邦内において裁判上の強制力をうるためには、いかなる方式をじゅん守すべき

か、を規定している。一般的に、外国における法律行為の方式は行為地法にしたがうが、その法律行為の効力が問題となっている、ソ連邦および当該連邦構成共和国の法令の定めるその種の法律行為の要式をみたせば、無効とされない。たとえば、外国における法律行為について、その国の法律によれば、公正証書の作成を要し、それに違反すればその法律行為が無効となる場合に、ソ連邦法、または当該連邦構成共和国の法令によれば、単純な書式で足りるとすれば、単純な書式による当該法律行為は、ソ連邦内において有効である。すなわち、民事上の契約の方式を規定する本条第一項は、締結地法、または法廷地法（ソビエト法）のいずれか一方による場合でも有効としている。この「基礎」の施行される以前、外国で締結された契約の方式の問題は、旧ロシア共和国民事訴訟法典第七条および他の連邦共和国の対応する条文にしたがって解決されていた。この規定にしたがえば、外国で行なわれた契約、または他の法律行為の審理にあたって、裁判所は、法律行為の行なわれた地の法律を考慮することになっている。これにより、裁判所は、実務において、一方では行為地法にしたがった契約の方式を有効としながら、他方において、その行為地法による規定の任意性から、ソビエト法に定める要件だけをみたした場合も、これを有効とした。本条第一項は、このような判例の明文化であるにすぎない。

本条の第二・三項は、ともに、特別留保条款とよばれる規定である。第二項によれば、ソビエト団体による対外貿易上の方式およびその署名手続については、ソビエト法だけが適用される(1)。したがって、ソビエト法において認められない、対外貿易における口頭による意思表示は、かりに行為地法がこれを認める場合でも、ソ連邦内において裁判上の強制力をもたない。対外貿易の署名手続については、二人の署名が必要であり、署名の権限を有するもののリストは確立された方法で公表され、その上に、署名者はソ連邦貿易代表団、またはその部門によって滞在国政府に通告される。したがって、これらの点に関するソビエト法の規定が、その派遣代表の権限を定めることになる。

ソ連邦に在る建物に関して、外国で行なわれた法律行為の方式は、ソ連邦および建物所在地の連邦構成共和国の法令にしたがう。たとえば、外国においてロシア共和国に在る家屋の売買契約を締結した場合、この契約が有効となるためには、当該家屋所在地の労働者評議会のソビエト執行委員会に登記され、かつ公証されなければならない。

第一二六条　対外貿易上の法律行為によって生ずる債務に適用される法律

①　対外貿易上の法律行為による当事者の権利義務は、当事者の合意による他のとりきめがなければ、行為地の法律にしたがって定められる。

②　法律行為の行為地は、ソビエトの法律にしたがって定められる。

本条は、対外貿易上の法律行為の実質に関する規定であり、当事者自治の原則が認められている。十年来、連邦仲裁委員会の実務においては、他の法律にしたがわせる当事者の有効な意思が認定されないかぎり、契約の実質を締結地法によらしめている。このような立場は、本条においても再確認された(2)。

ここにいう対外貿易とはいかなるものであるか。ソビエトにおける対外貿易とは、少くとも相手方の一方が外国人または外国法人であり、かつ輸出入に関する商取引および輸出入に付随する業務を目的とする契約と解されている。すなわち、商品の売買についてだけでなく、輸出入に関連する企業、委託、運送、保険、貸借等の契約もこれに含まれる(3)。また、対外的商取引の契約における外国貨幣による価格表示の有無は、一般的に当該契約が対外貿易があるか否かを判断する基準の一つとなることも考えられる。しかし、ソ連の対外貿易団体が当事者となる対外貿易の契約については、外国貨幣の表示を必要としないので、この場合は必らずしもその判断の基準となりえない。

本条の適用範囲は、対外貿易上の法律行為によって発生する当事者の権利義務関係の一切におよんでおり、債務履行の方法、遅延、または不完全履行の効果、債務の消滅時効等を含んでいる。しかし、当事者の能力、方式、為替管理、商品取引の制限を含まない(4)。

契約の準拠法を定める場合、ソビエト法の強行法規と異なる準拠法を選択しうるか。一般的には肯定されている。たとえば、ソビエト法において、消滅時効、期間の計算等は強行法規に属するが、それと異なる規定を有する外国法を準拠法として指定した場合は、それにしたがうことが認められている、ここで注意すべきことは、「民事立法の基礎」第一二八条の場合と同じく、この際の準拠法の選択は、ソビエト体制の基礎を害しない限りにおいてのみ認められることである。契約の際、外国の禁止規定を回避するための、または正規の国際為替相場を妨害するための準拠法の

指定は、ソビエト体制の基礎を害する場合にあたる。また、他の社会主義諸国でも採られている国家の貿易独占を尊重しない契約も、同様に解されている。

本条の第一項によれば、当事者が明示的に準拠法の選択を行なわない場合、これらの権利義務関係は行為地法によるべきである。しかし、この場合には、「行為地」いかんの決定がしばしば問題となる。このような、解釈上の争いに対して断を下したのが本条の第二項である。よくあげられる例として、隔地者間の契約につき、締結地いかんの決定が問題となる場合、コモンローが契約は承諾発送地で締結されたとみなすのに反し、ソビエト法は多くの大陸法と同じく、承諾を受取った場所が契約の締結地であると解している。かって、ソビエトの実務はある時期において、契約の締結地は、申込人の本国法によって定められるとの判断を下した。しかし、現在では、この契約地の決定はソビエト法によるべきであることが認められている。ソビエト法は、このような法性決定の問題についての法廷地法説を認めておらず、合理的に解決すべきであるとしている。たとえば、外国商社による対外貿易上の契約を締結する申込みがあり、ソビエト貿易公団の郵便による申込人に対する承諾の通知があった場合、契約は、申込人の在る地で締結されたとみなされる。この点について争いのあるときには、ソビエト裁判所は外国商社の所在地法にしたがって、契約についての争いを判断する。

本条により、ソビエト法が準拠法として指定された場合、ソビエト法の若干の規定については、その性質上適用されないことがある。たとえば、「民事立法の基礎」第一六条一項の出訴期限についていえば、一般の場合には三年であるが、国家団体、コルホーズ、その他の協同組合、社会団体相互間においては一年と規定されている。この規定は、一般の対外貿易上の法律行為については適用されず、社会主義団体と人民民主主義団体間の貿易関係にも適用されない。しかし、ソビエト法が準拠法として指定される場合、対外貿易については、「民事立法の基礎」第三条三項の規定にしたがい、貿易を規制するソ連邦の特別法令ならびにソ連邦および連邦構成共和国の一般の民事法が適用される(5)。

本条は、この点に関する国際的とりきめにおいて、抵触規定をもうけていない場合にのみ適用されるべきである。たとえば、一九五八年以来、コメコン（東ヨーロッパ経済相互援助協議会、その規約は一九五九・一二・一四に採択された）の加盟国間において、加盟国の貿易団体間に締結された契約については、その統一

規定で定められた商品受渡の一般条項によって行なわれている。これらの条項においては、債務法規に関して、契約、または一般条項のなかに欠除のある場合、供給国の実質法によるべき旨の特別規定が予めもうけられている（商品受渡の一般条項第七四項）。

債務の保証に関して、その準拠法を指定しうるか。ソビエトにおいては肯定的であり、その準拠法を指定する実益が認められている。この点については、多くの場合、債務の準拠法と保証契約の準拠法とは一致するが、理論的には、それぞれ独立した別個なものと考えられている。したがって、保証人の負担すべき条件、その総額等は保証の準拠法にしたがうべきであり、主たる債務の準拠法によるべきではない。たとえば、ソ連対外貿易団体の契約に対して連邦国家銀行が保証する場合、この主たる準拠法いかんにかかわらず、保証についてはソビエト法にしたがう(6)。

第一二七条　相続に適用される法律

①　相続に関する関係は、被相続人の最後の住所地の国の法律によって定められる。

②　人の遺言作成および取消の能力、ならびに遺言およびその取消行為の方式は、その行為時の遺言者の住所地の国の法律によって定められる。ただし遺言、またはその取消の方式が、遺言作成地の法律、またはソビエトの法律の要件をみたしている場合には、遺言またはその取消は、方式不備の故をもって無効とされない。

③　ソ連邦に在る建物の相続は、いかなる場合でもソビエトの法律によって定められる。ソ連邦に在る建物の遺贈についての遺言の作成またはその取消に関する人の能力、ならびにそれらの方式もソビエトの法律によって定められる。

本条は、相続に関する抵触法上の問題をとり扱っている。このたびの新立法に際して、国際私法に関する他の規定がほとんど従来の実務の立場を明文化したものであるのに対し、この規定は、全く新しくもうけられたものであり、例外に属する。この「民事立法の基礎」が施行されるまでは、学者の意見によれば、ソ連邦市民の相続、ソ連邦内に住所を有して死亡した外国人の相続、ならびに被相続人の国籍・住所のいかんを問わず、ソ連邦内に在る不動産（建物）の相続等については、ソビエト法が準拠法として適用されるべきであるとされた。したがって、ソビエトの裁判所が相続の問題に関して外国法を適用するのは、外国に住所を有し

て死亡した外国人の動産相続の場合に限られていた。またこの際、裁判所は、この相続問題に適用される準拠法が本国法であるか、または住所地法であるかを決定しなければならないが、まだ結論を下すにいたっていなかった。これに対して、「民事立法の基礎」は、本条において、この連結点を明確に住所と定めた。

第一項では、相続関係を被相続人の最後の住所地法によらしめている。したがって、一方においてソ連邦に最後の住所を有した外国人の相続はソビエト法によって規制され、他方においては、従来の学説に反し、外国に最後の住所を有したソ連邦市民の相続はその住所地国の法律にしたがって定められる。

第二項は遺言についての規定であり、人の遺言作成および取消の能力ならびに遺言および取消書の方式を、遺言者の遺言および取消書の作成時における、住所地法によらしめている。遺言能力については、すでにここにおいて、一般の相続法規とは別に、独立した準拠法が定められている。したがって、被相続人（遺言者）の遺言時における住所が死亡時におけるそれと異なるとき、遺言能力については、遺言時の、遺言者の住所地法によるべきであることはいうまでもない。また、そのただし書において、方式に関する限り、遺言またはその取消書は、その作成地法またはソビエト法の何れか一方の要件をみたせば有効である、と規定されている(7)、

第三項は、不動産（建物）に関する権利の移転についての規定であるが、その移転の原因が相続による場合、または遺贈による場合であるとを問わず、いかなる場合にもソビエト法が準拠法となるべきことを定めている。このことは、ソビエトの国際私法において、相続による不動産の帰属と、不動産上の権利の移転につき、その準拠法を異にする余地がないことを意味する。また、このような場合、ソビエト法の適用は、実質であるか、または方式に関するかを問わず、双方の問題におよんでいる。

ここにいう住所とはいかなるものか。これに対する回答として、この概念は、実質法であるロシア共和国民法第一七条および他の連邦構成共和国民法の対応する規定にのべられた基準に相当するものと解されている。しかし、このようなソビエト法上の基準は、あくまでも、住所がソビエトまたは外国のいずれの一方にあるかを判断する場合に適用されるものであり、その住所があると目される国がともに外国である場合には、国際関係の中でもっとも一般的に受け入れられるような住所の概念を用いるのが適当とされている(8)。

この「相続に関する関係」とはいかなるものを指すか。一般的にいえば、国際私法の理論によって定められるべきであろうが、適法な相続人の決定、相続順位、相続分、自由処分の限度、相続承認の期間等はこれに含まれると解するのが妥当である。また、本条を適用する以前においては、当該事件が相続に関するものであるか否かをよく確めなければならない。たとえば、ソビエトの学説によれば、生命保険の受益者の権利は、ロシア共和国民法第五六一条に規定する銀行、または貯蓄銀行の預金者の死亡の際における受取人の権利と同様に解されており、相続法的性質を有するものではない。したがって、これらの権利については、裁判所はソビエトの内国実質法に基づいて判断すべきであり、本条を適用しえない。この他、相続人となるべき者が、被相続人との間に一定の関係を有するか否かを定めることは先決問題と考えられる。その一定の関係の存否は、家族法に関する抵触法規定およびその準拠実質法規定によって定められ、本条を適用しえない。これは、ある特定物が相続による移転の対象となるかどうかを決める場合においても同様であり、その移転の可否については、その物の所在地法がこれを定める。また、法人の受遺能力については、その法人の属する国の法による。

本条を適用する場合とくに留意しなければならないのは、「民事立法の基礎」第一二二条および「訴訟手続の基礎」第五九条等の規定である。ソ連邦内に在る財産に対する相続法上の権利の主張については、前述のごとく、ソ連邦閣僚会議が報復的制限をもうけることができるとされているが、現行法上、外国人の相続上の権利を予め制限するなんらの規定も存在しない。なお、施行令第一二条によれば、実質法に属する「民事立法の基礎」第一一七条ないし一二一条は、一九六二年四月三〇日以前に相続が開始されたがこの日までに承諾した相続人がいない場合、およびまだ国庫に帰属しない相続の場合にも適用される。このような立法趣旨から推して、この施行令は抵触規定である本条についても適用あると解されるべきである。

第一二八条　外国法適用の制限

外国の法律は、その適用がソビエト体制の基礎に反する場合には適用されない。

本条は一般的留保条款とよばれるものであり、その表現に若干の相違がみられるとしても、各国の国際私法においてひろく採られているところである。ここでは、「公序」という従来の表現の

代りに、「ソビエト体制の基礎」が用いられている。たとえば、国家がその領土・領水・鉱物・森林に対して有する排他的権利、国家による対外貿易の独占、ソ連邦国家銀行による外国為替管理の独占等は、いずれもこの「基礎」に含まれるが、これらのソビエト体制の原理と相容れない外国法は、その適用を排除される。本条の適用によって外国法が排除されるべきであるのは、あくまでもその外国法の規定自身ではなく、その外国法の適用の結果がソビエト体制の基礎を害する場合に限られる(9)。実務においては、ソビエトの抵触規定によって指定された外国法の適用を予め公序の理由で排除した例はほとんどみあたらず、ことに、対外貿易事件に関する限りにおいては、これを援用したことは全くない。

第一二九条　国際間の条約および協定

①　ソ連邦を当事国とする国際条約または国際協定が、ソビエト民事立法の内容と異なる規則を定めている場合には、国際条約または国際協定の規則が適用される。

②　連邦構成共和国を当事国とする国際条約または国際協定が、当該連邦構成共和国の民事立法の内容と異なる規則を定めている場合には、前項の規定が同連邦構成共和国の領土についても適用される。

本条は、ソ連邦および連邦構成共和国の加入している国際条約および国際協定の内容が、内国法のそれと異なる場合の処理についての規定である。このような場合には、国際条約および国際協定が優先するとされている(10)。また本条は、とくに、相続の問題との関連において重要である(11)。

(1)　この規定は、ソ連邦の実質法を反映したものである。ソビエト法によれば、ソビエトの団体が対外貿易の契約を締結する場合には、文書による方式および所定の署名手続きをじゅん守しなければならない。この立場は、契約の締結地が外国である場合でもかわらない。また、ソビエトの団体は、対外貿易について、口頭の方式による契約締結の権限を付与されていない。これは、従来のソビエト仲裁機関の実務を確認したものであり、貿易に関する法律行為の方式およびその署名手続に違反した国際商事契約は無効であるとする「民事立法の基礎」第一四条四項と対応する規定である。

(2)　この規定は、当事者による準拠法の選択について何らの制限をもうけていないが、この際の選択はあくまでも当事者の明示の意思がある場合に限られる。西欧諸国一般において行なわれているような推定意思による準拠法の選択は、ソビエトにおいては排除されており、当事者による準拠法の選択があったとは認められない。

(3) たとえば、このような契約は、その契約の目的物がどこに在るかを問わず、たとえそれが第三国または受取人の国内に在る場合でも、他の条件がみたされるならば、対外貿易に属する。これに反して、対外貿易団体と輸出の目的で商品を納入するソビエト企業との間の契約は対外貿易に属しない。したがって、ソビエト企業は対外的には当事者となることができない。すなわち、かりにソビエト企業が直接受取人たる外国商社宛に目的物の送付を引き受ける場合であっても、しかりであり、ソビエト対外貿易団体はそれによって生じたすべての瑕疵担保責任をおうことになる。

(4) ソビエト貿易団体の能力は、常にソビエト法によって定められる。また、法人の国籍の決定は、その法人の設立準拠地法による。

(5) ソ連邦の対外貿易上の代表に関する法令、対外貿易上の契約における署名手続に関する規定等がこれに含まれる。しかし、社会主義団体の間で締結されたたんに「経済学上」の契約とよばれるにすぎない生産手段および消費財の納入についての命令のような条文は、対外貿易の場合において適用されるソビエトの準拠実質法から除外される。

(6) 一九六〇年一〇月二九日ソ連邦閣僚会議によって採択された国家銀行法第五九条参照。

(7) たとえば、イギリスに住所を有する者がスイスで遺言を作成した場合、その方式については、イギリス法、スイス法、またはソビエト法のいずれか一つにしたがえば有効とされる。

(8) たとえば、イギリスに貿易企業をもち、長年来スイスに住所を有していた被相続人がソ連邦に相続人をのこして死亡した場合、ソビエトの裁判所は被相続人の住所を定めるにあたって、大多数の国で認められている住所概念と著しく異なるイギリス法上の特別な概念によることなく、スイス法上の概念を適用してこれを定める。

(9) たとえば、一夫多妻婚を認める外国法規範はソビエト体制の基礎と相容れないが、外国人間でその効力を認められる国で挙行された一夫多妻婚の法律的効果は、当然に、ソ連邦内で否認されることにはならない。

(10) 前にものべたように、コメコンの加盟国間における対外貿易関係については、「民事立法の基礎」第一二六条の適用がない。

(11) 実際上、ソ連邦は多くの社会主義国との間に、相互援助条約、または領事条約を締結しており、ほとんどの場合、これらの条約には、「民事立法の基礎」第一二七条と異なる内容の抵触規定が定められている。また、ドイツ連邦共和国およびオーストリアとの間にも、このような領事条約が締結されている。

(B) ソ連邦内の異法地域間における法抵触の解決

第一八条　一つの連邦構成共和国の民事立法の他の連邦構成共和国における適用

一つの連邦構成共和国の民事立法は、次の規則にしたがって、他の連邦構成共和国において適用される。

(1) 所有権から生ずる関係については、財産所在地の法律が適用される。

(2) 法律行為を行なう場合、その権利能力および行為能力は、その法律行為の行なわれる地の法律によって定められる。

(3) 法律行為の方式については、その法律行為の行なわれる地の法律が適用される。法律行為の行なわれる地の法律は、法律または当事者間のとりきめによる別段の定めがなければ、その法律行為から生ずる債務にも適用される。

(4) 損害をもたらしたことから生ずる債務については、争訟を審理する地の法律が適用され、被害者の請求によって、損害発生地の法律が適用される。

(5) 相続関係については、相続開始地の法律が適用される。

(6) 出訴期限は、当該関係を規制する立法の属する連邦構成共和国の法律によって解決される。

本条は、ソ連邦内における連邦構成共和国間の法の抵触を解決する規定であり、通常、準国際私法とよばれるものである。したがって、この規定は、あくまでも、ソ連邦内の異法地域間において、当該法律関係に適用される連邦構成共和国法を指定する場合にとどまる。国際的渉外私法関係については、直接にこの規定を適用することができず、また、類推適用することも認められない。このような渉外私法関係においては、準拠法としてソビエト法が指定された後、その準拠共和国法いかんを定める場合に、はじめてこの規定が適用される(1)。

(1) この規定は、一国内における異法地域間の法律を指定する場合に用いられ、これによって「間接指定」が容易となる。たとえば、キエフに最後の住所を有していた外国人が死亡した場合、「民事立法の基礎」第一二七条によれば、相続はソビエト法によることになる。その準拠法は、本条五号によれば、相続は相続開始地法によって定められる。この相続開始地とは、内国実質法である「民事立法の基礎」第一二一条により被相続人の最後の住所地、またはその不明の場合は、その財産の全部、またはその大部分の在る場所である。結局、

この渉外的相続関係には、準拠法としてウクライナ共和国法が適用される。

(C) ソ連邦および連邦構成共和国の民事裁判手続の基礎

第六編　外国市民および無国籍者の民事訴訟上の権利。外国を相手方とする訴、訴訟手続の嘱託、および外国裁判所の判決。国際間の条約および協定。

第五九条　外国の市民、企業および国体の民事訴訟上の権利

① 外国の市民は、ソ連邦の裁判所に訴える権利を有し、かつ、ソビエト市民と同等の民事訴訟上の権利を享有する。

② 外国企業および団体は、ソ連邦の裁判所に訴える権利を有し、かつ、その利益を守るための民事訴訟上の権利を享有する。

③ ソ連邦閣僚会議は、ソビエト市民、企業、団体の民事訴訟上の権利について、特別な制限を認める国の市民、企業、団体に対し、報復的制限をもうけることができる。

第六〇条　無国籍者の民事訴訟上の権利

ソ連邦に居住する無国籍者は、裁判所に訴える権利を有し、かつ、ソビエト市民と同等の民事訴訟上の権利を享有する。

第六一条　外国を相手方とする訴、外交上の免除

① 外国に対する訴の提起、ソ連邦に在る外国の財産に対する請求の保全および差押は、当該国家の管轄機関の同意ある場合にしか認められない。

② 信任状を与えられた、ソ連邦に駐在する外国の外交使節、ならびに関連する法律および国際協定の中で指定された他の者は、国際法上の規範、または当該国家との協定によって定められた制限内においてのみ、ソビエト裁判所の民事裁判権に服する。

③ 本条により、ソビエトにおいて、外国、その財産または代表に対して保証される裁判権の免除を、外国が、ソビエト国家、その財産または代表について保証しない場合には、ソ連邦閣僚会議またはその権限を付与された機関は、当該国家、その財産または代表に対して、報復的措置を定めることができる。

第六二条　外国裁判所からの訴訟手続の嘱託の実行およびソ連邦の裁判所による外国裁判所への嘱託の送付

① ソ連邦の裁判所は、所定の手続により、外国裁判所から同裁判所に送付された個々の訴訟行為（呼出状その他の書類の送達、当事者および証人の尋問、鑑定および検証、その他）の遂行についての嘱託を実行する。ただし、次の場合を除く。

(1) その嘱託の実行がソ連邦の主権を侵害し、またはソ連邦の安全を脅かすとき

(2) その嘱託の実行が裁判所の管轄に属しないとき

② 個々の訴訟行為の遂行についての外国裁判所からの嘱託は、ソビエトの立法に基づいて実行される。

③ ソ連邦の裁判所は、個々の訴訟行為の実行についての嘱託を、外国裁判所に送付することができる。ソビエト裁判所と外国裁判所間の関係についての手続は、ソ連邦および連邦構成共和国の立法、ならびにソ連邦および連邦構成共和国の国際協定によって定められる。

第六三条　外国裁判所の判決および外国仲裁判断のソ連邦における執行

ソ連邦における外国裁判所の判決および仲裁判断を執行する手続は、ソ連邦と外国との該当する協定、またはソ連邦が当事国となっている国際協約によって定められる。外国裁判所の判決または仲裁判断は、判決の確定後三年以内に、ソ連邦において強制執行を申立てることができる。

第六四条　国際間の条約および協定

① ソ連邦を当事国とする国際条約または国際協定が、「裁判手続の基礎」の内容と異なる規則を定めている場合には、国際条約または国際協定の規則が適用される。

② 連邦構成共和国を当事国とする国際条約または国際協定が、当該連邦構成共和国の民事訴訟立法の内容と異なる規則を定めている場合には、前項の規定が同連邦共和国の領土内についても適用される。

この「民事裁判手続の基礎」第六編は、国際民事訴訟に属する規定である。ここでは、外国人、無国籍者、外国企業および団体の権利をかかげ、外国の国家およびその外交使節を相手方とする訴訟提起の手続、ならびに外国判決の執行、外国裁判所との間における嘱託等を定めている。これらの手続法規の多くは、さきにのべた実体法規に対応するものである。「裁判手続の基礎」第五九条は、ソビエト法のもとにおいて、ふるくから受容れられている原則であり、外国人がソビエト市民と同等の権利を付与される

ことの、訴訟法における表現である。また、同「基礎」第六一条は、原則として、外国の国家およびその外交使節に対し、無制限の裁判権の免除を認めている。

あとがき

以上、ソ連の民事法に関する新国際私法規定をかかげ、これに簡単な説明を試みた。「民事立法の基礎」および「裁判手続の基礎」に規定されるこれらの条文は、「民事立法の基礎」第一二七条に定められた相続に関する規定を除き、すべてソビエトにおける裁判所または仲裁機関の長期にわたる判例を要約したものにすぎない。これらの規定には、行方不明者の失踪宣告に関する定めがない。このことは、決して、ソビエトの裁判所が外国管轄機関の発行したソ連邦外に住所を有する外国人の失踪証明書を認めないことではない。しかし、ソ連邦内に住所を有する外国人の失踪に対して、ソビエトの裁判所はその管轄権を主張し、法廷地法たるソビエト法を適用する。このほか、該当条文の説明の個所でのべた以外に、相続に関して反致または転致を認めるか否かについては、疑問であり、明文の規定がないだけでなくこの点に関する判例もないので、この決定はもっぱら将来の裁判に委ねられている。

渉外的民事関係を規制する規範は、上述の僅かな規定をもってしては到底、複雑なすべての民事関係を網羅することができないことはいうまでもない。これらの国際私法規定は、一応の体系化をみたとはいえ、ソビエトの実務がさしあたり当面するもっとも重要な問題をとりあげ、これに対して明文の回答を与えただけである。したがって、この分野においては、まだ解決をみない他の問題がのこされているが、これをいかに解決すべきか。このような法の欠缺に際して、裁判所は「裁判手続」第一二条に示された方法にしたがって解決すべきである。とくに、同条二項は「裁判所は、法律がその適用を命じた外国の法規範を適用する」、同条三項は「争訟関係に適用される法律の欠缺にあたり、裁判所は、類似の関係を規律する法律を適用する。その法律もなければ、裁判所は、ソビエト立法の一般原則および精神による」と規定されている。これらの規定にしたがい、ソビエト裁判所が渉外民事事件を受理し、当該事案につき、ソビエト法において準拠法を指定する定めのないとき、裁判所は、ソビエト法の一般原則に相応する精神にしたがって、裁判を行なわなければならない。この際、裁判所は、たしかに、国際協力および社会制度の異なる国家間の平和共存にもっとも適するような解決をみいだすであろう。また、

裁判所は、一般的に外国法に基づいて創設された民事上の権利の存在を、「民事立法の基礎」第一二八条と抵触しない範囲内で尊重しなければならない(1)。※

(1) 外国法に基づいて創設され権利関係は、直接、ソビエト裁判所、またはソビエト法の管轄に属しないと考えられるからである。

(※ 本稿は、主として次の文献を参照した。

Soviet civil legislation and procedure, official texts and commentaries, Foreign languages publishing house, Moscow.

Grundlagen für die Zivilgesetzgebung der Union der SSR und Unionsrepubliken, "Staat und Recht," 1962, Hefte 2, 3.

L.-A. Lunz, Les règles de Conflit dans les "Principes de droit civil" de l'Union soviétique et des Républiques fédérées, Revue critique de droit international privé. Tome LIII No4. p. 629 et suiv.

U. R. S. S.—Principes de droit civil et de procédure civile.—Règles générales de droit international privé. Traduction de M. René Dekkers, ibid. pp. 810~813.

なお、本稿に関連ある邦訳については、稲子、ソ連の新民法、名古屋大学法政論集三〇、三一号。染野、ソビエト連邦および連邦構成共和国の民事訴訟基本原則(民事裁判手続の基礎)、ジュリスト二四六号参照。また、本稿の条文については、その原典との照合を、本誌において「ロシア共和国民法典」を邦訳された五十嵐教授、佐保雅子氏にお願いした。しかし本稿における用語等については、必らずしもその邦訳と一致しない。)